

天増川源流の国有林における自然環境保全への配慮および (仮称) 三十三間山風力発電事業の中止を求める意見書を 可決しました

このたび、(仮称) 三十三間山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書が、令和4年9月30日から10月31日まで縦覧に供されましたが、当事業が実施された場合は、天増川源流の自然環境や森林を活かした高島市の観光振興に影響が発生することが懸念されます。

さらに、事業実施対象区域は延長6km以上に及ぶことから、森林を伐採したり尾根上を造成することによって、濁水の発生など天増川の水質低下につながったり、土石流や洪水などの自然災害が発生するリスクが高まる恐れがあると考えられます。

天増川源流の国有林における自然環境は大変貴重であり、具体的には、三十三間山から天増川を取り囲む尾根上を中心にブナ林が連続して生育しており、三十三間山から南の尾根上を中心に風衝草原が形成されています。このブナ林を始めとする天然林や草原は、多様な自然植生やイヌワシやクマタカを含む多様な野生動物など豊かな自然生態系を育んでいます。

このうちブナ林については高島市内では最大級の面積規模であると考えられます。さらに、天増川の源流地域から青森県にかけてはブナ林がおおむね連続分布しているのに対して、それより南西のブナ林は連続分布していないことから、天増川源流地域のブナ林は、わが国の森林生態系を保全する上でも重要な位置付けになると考えられます。

林野庁では、より広範かつ効果的な森林生態系の保全を図るために、全国に緑の回廊を設定されています。全国のブナ林の分布状況を考慮すると、天増川源流の国有林は緑の回廊の価値を十分に有すると考えられます。

また、このブナ林を始めとする天然林や草原は、豊かな自然環境だけではなく、美しい景観やトレッキングに最適な環境も生み出しています。さらに、若狭町能登野と今津町酒波をつなぐ古道「近江坂」が通っており、約700年の歴史が刻まれています。

これらのことから、天増川源流の国有林は、森林を活かした観光振興など、高島市の活性化にとっても大きな可能性を持っていると考えられます。

このような状況の中、三十三間山から天増川を取り囲む尾根上を中心にしたブナ林や南の尾根上を中心に形成されている風衝草原を適切に保全していただくなど、天増川源流の国有林における自然環境保全については十分に配慮が必要であり、(仮称) 三十三間山風力発電事業に賛成することはできません。

以上の内容を可決し、地方自治法第99条の規定により、環境大臣、農林水産大臣、林野庁長官、近畿中国森林管理局長、衆議院議長、参議院議長、滋賀県知事 あてに提出しました。

万木豊議員に対する議員辞職勧告決議

我々議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

高島市議会基本条例第4条では、議員の活動原則として議会の構成員として自己の資質を高めるとともに、市民の代表者として市民福祉の向上を目指し活動するものとしている。

しかしながら、万木豊議員からの今年3月に中央省庁を視察した旨の虚偽報告書により、政務活動費を不正に受け取った事実が明らかになり、本人もそれを認めている。

既に不正に受け取った政務活動費は返金されているものの、虚偽有印公文書作成および同行使は、明らかな犯罪行為であり、市民に対する裏切り行為であるとともに市議会の信頼を失墜させたことから、市議会では、令和4年10月18日に万木豊議員に対して刑事告発を行った。

また、万木豊議員は事情を周知するための記者会見での説明とそれに先立ち行われた議会への説明との間でも齟齬が生じるなど、説明の信憑性もなく説明責任を果たそうという姿勢も見られない。

これまでも準強制性交の疑いで書類送検されるなど度重なる不祥事をひきおこし、既に3度の辞職勧告決議を受けたにも関わらず無視し続ける万木豊議員は、道義的責任を免れず議員としての資質が欠如していると言わざるを得ない。

よって、本市議会は万木豊議員に対して議員辞職勧告するものである。

以上の内容を、12月定例会において決議しました。